

生涯学習分科会における部会の設置について (案)

令和5年4月19日
令和6年 月 日改訂
中央教育審議会
生涯学習分科会

中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）第6条、中央教育審議会運営規則（令和5年3月15日中央教育審議会決定）第4条の規定に基づき、中央教育審議会生涯学習分科会に次の部会を設置する。

○社会教育人材部会

(調査審議事項)

社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと。

(設置期間)

社会教育人材部会の設置が決定した日から令和7年3月9日までとする。

○日本語教育部会

(調査審議事項)

我が国における外国人に対する日本語教育の推進に関する専門的な調査審議を行うこと。

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第15条の規定に基づき中央教育審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

(設置期間)

日本語教育部会の設置が決定した日から令和7年3月9日までとする。